

栗山町中小企業振興資金融資要綱

第1条 栗山町中小企業の設備、経営の近代化を推進し、併せてその振興を図るため、栗山町中小企業振興資金融資制度を設ける。

第2条 栗山町（以下「町」という。）は、この制度による融資の運営基金として一定の金額を町の指定した金融機関に預託するものとする。

第3条 金融機関は、前条の預託金を基礎とし、自己資金をこれに加え、預託金額の10倍の融資枠を設定するものとする。

第4条 金融機関は、この制度に関しては他の融資と明確に区分して処理するものとする。

第5条 この制度による融資は、本町における中小企業の振興上必要かつその事業が健全に育成されることが明らかな者に対してのみ実施するものとする。

第6条 融資の対象は、町内に事業所を有し、かつ、同一事業を引き続き1年以上営む者であって、常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人のうち、町税等（栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第20号）第2条第1号に規定する町税等をいう。）に滞納がない者とする。ただし、北海道信用保証協会の保証対象外業種を除く。

第7条 貸付条件は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 資金の用途 運転資金及び設備資金
- (2) 貸付け金額 運転資金 1企業につき1,200万円以内
設備資金 1企業につき1,200万円以内
- (3) 貸付け期間 運転資金 5年以内
設備資金 10年以内（うち据置6ヶ月以内）
- (4) 貸付け利率 短期（1年以内） 年2.30パーセント以内
長期（1年超） 年2.80パーセント以内
- (5) 担保及び償還方法 取扱金融機関の定めるところによる。
- (6) 信用保証 必要に応じ信用保証協会の信用保証に付することができる。

第8条 この制度による融資の申込みは、所定の借入申込書及び必要書類を町又は栗山商工会議所（以下「商工会議所」という。）に提出するものとする。

第9条 この制度による融資についての運営の円滑をはかるため栗山町中小企業振興資金運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町の指定した金融機関、商工会議所及び栗山町をもって構成する。

3 審議会の庶務については、町が担当するものとする。

第10条 融資を受けた者が返済期限に返済しない場合の損失補償は、貸出しを行った金融機関が負うものとする。

第11条 金融機関は、毎月末現在の貸付け及び償還状況その他必要な事項を翌月15日までに町長並びに商工会議所会頭に報告するものとする。

第12条 この告示に定めるもののほか、運用について必要な事項は、審議会において協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則 (昭和49年1月28日)
この要綱は、昭和49年1月28日から実施する。

附 則 (昭和50年5月19日)
この要綱は、昭和50年5月19日から実施する。

附 則 (昭和51年7月20日)
この要綱は、昭和51年7月20日から実施する。

附 則 (昭和52年7月1日)
この要綱は、昭和52年7月1日から実施する。

附 則 (昭和52年12月21日)
この要綱は、昭和52年12月12日から実施する。

附 則 (昭和53年4月17日)
この要綱は、昭和53年4月17日から実施する。

附 則 (昭和56年11月10日)
この要綱は、昭和56年11月1日から実施する。

附 則 (昭和57年7月8日)
この要綱は、昭和57年7月1日から実施する。

附 則 (昭和59年訓令第4号)
この要綱は、昭和59年7月1日から実施する。

附 則 (昭和61年訓令第9号)
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年訓令第9号)
この要綱は、昭和62年5月1日から実施する。

附 則 (昭和62年訓令第13号)
この要綱は、昭和62年7月1日から実施する。

附 則 (昭和63年訓令第11号)
この要綱は、昭和63年10月1日から実施する。

附 則 (平成2年訓令第5号)
この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年訓令第15号)
この要綱は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年訓令第18号)
この要綱は、平成3年11月6日から施行する。

附 則 (平成4年訓令第15号)
この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年訓令第3号)
この要綱は、平成5年3月15日から適用する。

附 則 (平成5年訓令第25号)
この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成6年訓令第5号)
この要綱は、平成6年4月14日から施行する。

附 則 (平成7年訓令第16号)
この要綱は、平成7年5月20日から施行する。

附 則（平成7年訓令第21号）
この要綱は、平成7年11月10日から施行する。

附 則（平成8年訓令第10号）
この要綱は、平成8年4月11日から施行する。

附 則（平成9年訓令第9号）
この要綱は、平成9年4月14日から施行する。

附 則（平成11年訓令第17号）
この要綱は、平成11年4月9日から施行する。

附 則（平成13年訓令第21号）
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第10号）
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第27号）
この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第71号）
この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第47号）
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第38号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。